

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第十三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十二月二十七日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「法令、条例若しくは議会の議決によつて債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、」を削り、「当該債権に係る」を「調定した収入に係る債権について、次の各号の一に該当する場合は、」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 消滅時効が完成したとき（時効の援用を要しない債権に限る。）。
  - 二 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき。
  - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第九十六条第一項第十号の規定により権利の放棄の議決があつたとき。
  - 四 管理者が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。）第七十一条の七第一項の規定により免除したとき。
  - 五 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百四条第一項その他の法令又は条例の規定により債務者がその責任を免れたとき。
  - 六 その他法令又は条例の定めるところにより消滅したとき。
- 第三十二条第四項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）」を「自治法」に改める。
- 第一百十条第二項第三号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。）」を「自治令」に改める。
- 別表第七中「1億5,000万円」を「2億円」に改め、「1,500万円」を「2,000万円」に改める。
- 別表第七の二中「1億5,000万円」を「2億円」に改め、「1,500万円」を「2,000万円」に改める。

### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第七及び別表第七の二の規定は、令和五年度の予算の執行及び令和四年度の予算で定める債務負担行為（令和四年度の支出予算の執行を伴わない

ものに限る。)に係るものから適用し、令和四年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。